

魏志倭人伝の「大倭」と行程日数誇張の問題について

高田星司

はじめに

魏志倭人伝（『三国志』魏書東夷伝倭人条）（注1）に記されている「邪馬台国」（「女王国」）がどこにあったのかという大昔からの論争は、当該期の倭人の手に成る文字史料の出土が絶望的である以上、永遠に決着することはないであろう。

所在地に関して、主として九州説と畿内説の二派があって論争・主張を繰り返していることは周知の通りである。尤も、邪馬台国以外の国々も含めて具体的な比定地については、現在の私には手に余ることなので発言は控えたい。ここでは魏志倭人伝の文章の構造そのものについて論じてみたい。そもそも魏志倭人伝の行程記事はなぜ難解なのであろうか。邪馬台国の場所を特定できない難解な文章が出来上がった原因に迫ろうというのが本稿のテーマである。そして、それに思い至ったのは、最近偶々目にした『明史』日本伝である。

結論めいたことを先に記す形になるが、九州説と畿内説は互いに排斥しあうものではなく両立するのではないかと考えている。九州・畿内両説が両立する可能性、と言った場合、「女王国」・「女王之所都」そのものは九州にあったと見做す他ない。そして、その「女王国」は畿内ヤマト政権の出先機関のような存在だとし、且つそれに関して魏志倭人伝には情報の錯綜から来る錯簡または誤記が存在するというのが私見である。

基本的な認識として、恐らく大多数の九州説派も認めることであろうが、3世紀頃の日本列島内の最大の王権は恐らく畿内に存在していたであろうということがある。それは豊富な考古資料が証明している。

しかしながら、中国と通交してその国の王と認められた勢力が国内における最大勢力とは限らないというのは夙に九州説派の主張するところであり、理屈としてそれは正しい。また魏志倭人伝を読む限り、もし畿内説に立てば魏の使者は九州から畿内へ移動しているはずなのに、例えば『隋書』倭国伝にあるような途中の国の描写は全くなく、全体として簡潔に過ぎる叙述であるとの印象は拭えない。魏人が九州を出て東行している感じが全くしないのである（注2）。他にも畿内説では「南」とあるところを東に修正するなどして大和に持っていきこうとし、時には後代に作成された日本列島が南北に延びた形で描かれた地図などを援用したりするが、倭人伝は原史料として魏使の報告書を下敷きにしていないはずであり、倭国に行ったことのない陳寿を始めとする倭人伝編者は別にして、実際に倭地に赴いているはずの魏使が方位を間違えるのか疑問である。

勿論、畿内説派からすれば、邪馬台国までの里程や日数あるいは同国の人口など九州説では理解しがたい点が少なくないということになるだろう。こういった双方の違和感は、以下で述べるように畿内王権と九州の邪馬台国の関係や倭人伝編者が原史料を読み誤っていたことを想定すれば腑に落ちるであろう。

1 「大倭」の問題

魏志倭人伝に見える倭地の国々独自の「官」や副官の名称を見ていくと、「大夫」を別にすれば、「卑狗」・「卑奴母離」・「爾支」・「多模」・「弥弥」・「伊支馬」等々、倭語の発音をそのまま借りて表記していると思しきものが殆どである(注3)。そういった中で、次に引く箇所(行論の都合により二段に分けて引用する)の「大倭」と「大率」(「一大率」は一人の大率の意味にとる)だけは例外的に表意性の強い漢語調の官名(と一般に見做されているもの)である(注4)。

- ① 収租賦、有邸閣、国国有市、交易有無、使大倭監之
(租賦を収む、邸閣有り、国国有市有り、有無を交易し、大倭をして之を監せしむ)
- ② 自女王国以北、特置一大率、檢察諸国、諸国畏憚之、常治伊都国、於国中有如刺史
(女王国より以北、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ、諸国之を畏憚す、常に伊都国に治す、国中において刺史の如き有り)

「檢察諸国」する大率については、統率者や大將軍、あるいは王の士卒・中軍といったように様々な解釈がある。「大率」という漢語は「だいたい」とか「おおかた」といった意味で使われることが多いが、軍兵の統率者や部将の意味での使用例もある(注5)。後世の太宰帥の「帥」との関連も指摘されるが、その是非については判断を留保したい。差し当たり、魏使または魏の史官が倭人の説明を受けて意識的に「大率」の語を充てたのが実相であり(注6)、倭国の武官的存在であると捉えておくのが妥当であろう。

問題は「大倭」である。この、国名そのものである「倭」に「大」を付した語が何を意味するかについても諸説ある。大別すれば次のようになろうが、(1)か(2)が一般的に採られている解釈であろう。

- (1) 市場の監督官・国々の市の統轄者
- (2) 倭人の中の大人・高位者・数理に明るい者
- (3) 邪馬台国(女王国)・(卑弥呼が王である)倭国
- (4) 大和朝廷・大和朝廷の市場監督官

一方後述するように、古くから一部に「大倭」を(4)すなわち大和朝廷の意味にとる向きがあった。そういった見方を橋本増吉は批判して、①の「国国有市、交易有無、使大倭監之」を虚心に読めば、主語は「国国」であり、それぞれの国の王が国内の市を「大倭」に監視させて収税を行っていたという意味に解するべきだとした。そしてその「大倭」については、「それ等の国々は凡べて倭人の国々であるから、その国々の大人をば大倭人の意で、「大倭」と記せしことは、何等異とするに足」りないと主張した(注7)。橋本は(2)説を採っているのだが、ただ「大倭」の使役者は「女王国」や「倭女王」ではなく、各国それぞれの首長ということになる。

(1)や(2)にあっても「大倭」を使役している主体は女王国=邪馬台国とするのが通説であろうが、前段を無視して「国国有市、交易有無、使大倭監之」という箇所だけ眺

めれば橋本の言うような理解も可能である。しかし、倭人社会における「大人」の説明は①に先出しているのだから、橋本の言う意味ならば「使大人監之」とでも書けば済むはずである（注8）。「大倭」を(2)のように解する向きは橋本に限らずあるが賛成できない。例えば、大漢とか大魏といった語に漢・魏の大人・大官・長老といった含意があるとは寡聞にして知らない。国名（王朝名）に「大」を冠するのはあくまでその国に対する敬称としてであって、文学的表現として国の長である帝王や集合体としてのその国の構成員を指し示すことは可能かもしれないが、個別の臣民を表現することが可能だとはとても思えない。それと同様に、「大倭」についても国名の「倭」の美称とするのが自然な解釈である。

(1)のように「大倭」を市場を監察する職名とする説も問題で（注9）、その場合の「倭」とは何を意味するのか皆目見当がつかない（注10）。あるいは実は「大倭」も「伊支馬」・「弥馬升」などといった倭語音訳官名と同類で、偶然に意識風の表記になったと見做すのはどうか。しかし、「大」はまだしも単なる一役職に魏人が「倭」などという国名と紛らわしい文字を充てる必要がどこにあるのか疑問とせざるを得ない。

「大倭」の解釈の通説に問題があるとすれば、この語を無理のない意味で捉えた上で文脈を追っていく必要がある。そこで注目されるのは、「大倭」を大和朝廷（の前身）と見做して九州にあった邪馬台国とは別個に存在したという見解（注11）であり、私はこれに与したい。ただ「大和朝廷」とか「大和国家」といった表現は問題がある。3世紀の畿内に既にヤマトという地名があった可能性はゼロではない。しかし「（大）倭」という字の訓としての「ヤマト」が既にこの頃成立していたとは考えられない。「大倭」は恐らく倭人達が畿内にあった国内最大クラスの王権を敬してそう称したもので、強いて読み下すとすれば「大なる倭（わ）」とでもすべきである（注12）。あるいは九州の倭人の中には、「大倭」の正確な本拠地など存知しない者もいたかもしれない。ただ北九州の国々とりわけその中の市が「大倭」によって監督されていることは理解していたであろう。

具体的にどういった口頭説明を受けて魏人が「大倭」と訳したかについては確定的なことは言えないが、後世の史料から類推はできる。例えば、『日本書紀』継体二四年二月条に引く詔に「自磐余彦之帝・水間城之王、皆頼博物之臣、明哲之佐。故道臣陳謨、而神日本以盛（磐余彦の帝・水間城の王より、皆博物の臣、明哲の佐に頼る。故道臣謨を陳べて、神日本以て盛んなり）」云々とあり、「磐余彦之帝」＝神武天皇を「神日本」とも称している。偉大さを表す「神（カム）」と国名乃至は地域名としての「日本（ヤマト）」を合わせる形で神武個人を表現している。詔の文章には漢籍による修飾があり、「神日本（カムヤマト）」は継体朝の頃に実際にあった呼称ではないかもしれない（注13）。しかし、少なくとも『書紀』編纂時の日本人の修辭感覚を示しており、そういった形容語と地名・国名を組み合わせることによって特定の人名を表記するという用法はより古い時代から存在したと見て問題ない。これからすると、九州にいた倭人が畿内の王について「大きな倭」とか「神々しい倭」といったような表現で説明したことが考えられる。

ともあれ、漢文脈・倭文脈いずれで考えるにしても、「大倭」を国名の美称か倭地の実力者の敬称以外の意味で理解することは困難である。

さて、併存説に立つ先学は①（及び②）には錯簡があるとしている。具体的には「使大倭監之」という使役文の助動詞「使」は原史料からの誤写だとする。もとの字につ

いては「今」・「便」・「矣」等諸説ある（注14）。さらにその中でも「交易有無（矣）」で一旦文が切れるか切れないかといった細かな解釈の差はあるが、いずれにせよ誤記論者は「（今・便）大倭監之」といったように文を訂正して㊦に繋げるべきだとする。私は、原史料には「交易有無大倭監之…」と書かれているに過ぎなかったのに「使」が加わった可能性を考慮に入れるべきだと考えるが、「…交易有無」の後は「大倭」が主語となる文章（「大倭監之、自女王国以北、特置一大率、檢察諸国」云々）として読んだ方が実態に即しているとする点には異論はない。そうすると、伊都国に「一大率」を置いたのは女王国ではなくて「大倭」だということになる。なお、同じく魏志倭人伝に「女王国東渡海千余里、復有国、皆倭種（女王国の東海を渡ること千余里、復た国有り、皆倭種なり）」云々とあるのは中国・四国地方及び近畿地方のことであり（注15）、「大倭」の（動乱前の）勢力圏として見るべきである。

もとより倭地の実情がどのようなものであれ、陳寿が原史料をどう解釈したかということとは別問題である。陳寿は「大倭」を邪馬台国連合より力は劣るがその構成国ではない勢力だと見做していたとするのが私見である（次節で詳述）。邪馬台国連合と「大倭」が親魏勢力下の倭地を共同で治めていたというのが彼の倭国観ということになる。

これに対して、原史料にあった「大倭」という言葉を陳寿が邪馬台国の官名か人名と誤解した可能性を指摘する向きもあるかもしれない。ただ、仮に官名だと考えていたとしたら、「大倭」という奇妙な名称に戸惑う読者を想定して例えば「（国国有市、交易有無、）有官監之、名曰大倭（官有りて之を監す、名づけて大倭と曰う）」とか、「有監市官、名曰大倭（市を監する官有り、名づけて大倭と曰う）」といったような注釈的言辞を付け足すのではないかと考える。また、人名だと判断したとしてもやはり国名と紛らわしいので、「（国国有市、交易有無、）有人監之、曰大倭（人有りて之れを監す、大倭と曰う）」・「有大倭者而監市（大倭なる者有りて市を監す）」というような文章にするのが史官の修辞技法ではないだろうか。

では衍字説に立った場合、なぜ陳寿（あるいは『魏略』その他陳寿が参照したかもしれない先行史書の編者）は敢えて「使」を付け加えたのであろうか。その理由は単純明快である。魏王朝が卑弥呼を親魏倭王に任じたということは、彼女が倭地の最高実力者である証に相違なく、そうである以上は倭国内の主権者としてあらゆる公的制度・業務の施行主体でなければならないという強固な観念があったからである。

恐らく卑弥呼に近い倭人は彼女の経歴や狗奴国王についてだけでなく、畿内の「大倭」についてもある程度魏使に説明したのであろう。また、畿内から九州に来ていた倭人が魏使に対して畿内王権について話す機会もあったかもしれない。但し、女王国関係者が必要以上に「大倭」を大きな存在として説明することはなかったと思われる。卑弥呼が魏の封を受ける上で邪馬台国連合以上の実力を有する王権の存在について詳述するのは得策とは思えないし、また畿内の「大倭」がその地の争闘で勝ち抜くという保証もなく倭地全体の状況が流動的だったと想像されるからである。それでも諸国の交易絡みの事業は、すべて卑弥呼姉弟の思い通りになるわけではないことに言及せざるを得なかったものと思われる（注16）。また魏使の方も、赴くことが適わない倭地に邪馬台国連合に匹敵する勢力が存在することを暗に理解していたと推測できる。

しかし、陳寿は卑弥呼姉弟が倭国の最有力者と信じて疑っていなかったであろう（注17）。「大倭」の実態がよく伝わっていなかった状態で、三国の中で最強であっ

た魏が後ろ盾となっていた国が倭地においても同様に勢力が最も強かったと考えることは晋人ならずとも無理からぬ発想である。尤も、たとえ狗奴国に対して親魏倭王の方が劣勢だったとしても、史官としては後者を倭地の正統な王権と認めざるを得ないことは言うまでもない。

なお、先行併存説の中で畿内の「大倭」による邪馬台国支配は薩摩藩による琉球支配のようなものだったとするものがあるが、倭地が戦乱状態（未統一状態）だったならばそれほど強固な支配・被支配関係だったとは思えず（近世においては日本も島津家も内乱状態だったわけではない）、邪馬台国の自律性はある程度あったと推測される。ただ、九州地方の租税や市での交易による利益の一部を「大倭」に譲渡することが、中国と関係を結ぶことと引き換えの条件（あるいは狗奴国と戦う際の援助も加えてもいいかもしれない）であったのだろう。「大倭」側からしてみれば、邪馬台国連合の首長が中国から倭王に認定されることは九州地方の遠心力が働く要因となるので本来警戒すべきことであるが、大陸・半島との交易が盛んになる可能性を考慮して大率監視の下、独身のため在位が一代限りとならざるを得ない人物が「倭王」となることを容認したのだと推測される。これは交替制の地方官僚を派遣する準備のない王権にとっての最良の選択肢であり、大率は恰も室町幕府体制における関東公方のお目付け役的存在だった関東管領上杉氏のような立場と見做せばよいだろう。故に独身の女王に対してこの大率の方は世襲だった可能性もある。

このように、畿内の王権が北九州を押さえる勢力と手を組もうとすることは全く自然なことであるが、万が一狗奴国と結ぶ必要性が生じた場合は、邪馬台国を切ることにやぶさかではなかったであろう。その辺は卑弥呼姉弟側にとっても恐らく想定済みであり、たとえ「大倭」に裏切られても邪馬台国連合が破滅しないための保険として中国王朝との主従関係は不可欠なものだったと思われる。

以上、「大倭」を畿内の王権と見做す先行学説の驥尾に付して私見を展開した。尤も、それら先行学説においても微妙な相違点があるので、ここに「使大倭監之」文言前後の文脈のそれぞれの意味の取り方を要約しておく。

- 喜田貞吉「漢籍に見えたる倭人記事の解釈」…大和朝廷の官吏が九州地方の市を監していたのを、この地の倭人は大倭と称した。魏人は「大倭」の名のみ耳にして女王がそれを使役していたものと誤解してしまった。
- 植村清二「『魏志』倭人伝の一節について」…「使大倭」の「使」はもとの文脈からすれば衍字で、魏使の報告には「今大倭監之」とあったのが転写の際に「今」が「令」に誤られ、「魏志」もしくは「魏略」の編者は本来の意味を解し得ずに「令」と同義の「使」にしてしまった。「大倭監之」は「大倭の之れを監するや」乃至は「大倭の之れを監するには」と読み、下文に接続する。その前文の「交易有無」で前の段落の説明は終わる形なので、「大倭」は市の監督任務とは関係なく、あくまで「一大率」の設置・職務に関わる段落の主語である。邪馬台国は薩摩藩と清に両属した近世琉球と似た立場にあった。ただ、薩摩藩は琉球支配を清に対して隠したのに対し、大倭は魏に自らの存在を示した。
- 植村清二「邪馬台国問題私見」…「交易有無、使大倭監之」はもともと「交易有無矣、大倭監之」とあったのを誤ったもの。
- 栗原朋信「邪馬台国と大和朝廷」…植村論文同様邪馬台国は魏と大和朝廷に両属していたとする。魏人も陳寿も邪馬台国と併存する王権としての「大倭」を認識

していた。しかし魏は卑弥呼を倭王に任命した以上、別途「大倭」を冊封するわけにはいかなかった（陳寿または原史料の編者も「大倭王」と記すわけにはいかなかった）。「使大倭監之」は「便大倭監之（便ち大倭の之れを監するには）」の誤写で、『三国志』の転写の過程で生じたもの（注18）。大倭朝廷としては、南方の狗奴国が服属していない中で魏が卑弥呼を倭王に封じて北九州の各国間の有機的関係を深めてくれることは、大陸との交易の面でも国内の敵対勢力との関係から言っても好ましい事態であった。

- 私見…「使大倭監之」の「使」は衍字。「収租賦、有邸閣。国国有市、交易有無。（使）大倭監之、自女王国以北、特置一大率、檢察諸国…」は「「邸閣」に収納する租税や市における交易を「大倭」が監督し、さらに女王国（邪馬台国）以北には一人の大率を置いて諸国を檢察した」と解するのが実態に近い。栗原論文同様、「大倭」は邪馬台国が魏の封を受けた上で狗奴国と戦うことを実利面から歓迎していたと見做す。魏は、邪馬台国とは独立して「大倭」が存在していて倭国統治の一端を担っていたという認識を抱いていた。一方、陳寿は「大倭」が女王国以上の王権であるとは認識していなかった。

2 『明史』日本伝との比較からする誤読の構造

前節で述べたように、「大倭」を畿内に存在した最大の王権と見做して狗奴国を除く九州の諸国はその監督下にあったと考えれば、①・②のような主語がはっきりしない文章も意味が通りやすくなる。「倭女王」は魏と「大倭」双方に属していたことになるが、恐らく卑弥呼は中国に対してのみ倭の君長として振舞っていたのであって、畿内王権（や大率）との交渉は男弟が行っていたのであろう。だから卑弥呼自身は殆ど人と会わない“見えない王”であっても問題なかったのであろう。卑弥呼の役割は統治層の政治的判断を鬼道によって権威付けてその方向に民心を導くこと、その他万一敵対勢力との戦いに敗北した場合、敗戦責任をとるといったことが考えられる。

さて、畿内の「大倭」と九州の女王国・邪馬台国連合（及びそれと対立していた狗奴国）が併存していたとしたら、当該期の倭地はどのような状態にあり、女王国＝邪馬台国と「大倭」はどのように結びついていたのだろうか。

「大率」が、前述のように倭の土着語に漢字を充てたものとは種類の異なる役職であることは、それが畿内王権によって任命されたものであるだけではなく、九州以外の地からやって来た可能性をも示しているだろう。候補としては畿内もしくは中国地方の倭人いずれかが挙げられるが残念ながら特定できる材料がない。また、「大率」が口頭語として用いられていなかったとは断言できないが、少なくとも九州の倭人は身近な表現で呼ぶ術を持っていなかったのであろう。

以上から、女王国は邪馬台国連合の中で最大の勢力だったが、連合を維持する上で伊都国に駐在していた大率の助けを必要としていた可能性を見て取れる。同時にそれが連合にとって好ましくない監視者だった可能性もある。いずれにせよ、「大倭」は邪馬台国連合下の国々の交易を監視することによって、中国と女王国の動向を共に知ることができる立場にあったと言えよう。場合によってはそこから得られる物品の一部を収奪することも不可能ではなかったかもしれない。例えば③に続いて次のようである。

◎王遣使詣京都・帶方郡・諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露、伝送文書賜遺之物詣女王、不得差錯（王、使を遣わして京都・帶方郡・諸韓国に詣り、及び郡の倭国に使いするや、皆津に臨みて搜露し、文書賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず）

⑧からの流れからすれば、「臨津搜露」するのは大率の職権であると思われる。「詣女王」とあるのを信用すれば、「文書賜遺之物」を横取りするなどということはなかったことになるが、「如刺史」と評された立場からすれば、少なくとも重要な物品が齎されたとは大率が判断した場合はその旨報告が飛んだものと推測される。

ただ、先にも触れたように当該期の倭地は動乱が完全に終息していなかったと考えられ、九州と畿内の連絡が常に円滑であったとも思われえない。やはり繰り返しになるが魏志倭人伝には「女王国東渡海千余里、復有国、皆倭種」ともあり、「渡海千余里」の国々（畿内・中国・四国地方）も九州同様対立する勢力同士が争っていて魏使が簡単に行ける状況ではなかったのではなかろうか。

ここで比較材料として、3世紀同様動乱の時代であった、14世紀日本の九州を主とする南北朝時代の状況を記した『明史』日本伝の一部分を見ていきたい（注19）。

『明史』日本伝の一節（下記①～⑥）を持ち出す理由は、端的に言って3世紀の邪馬台国＝女王国と14世紀の南朝方の征西将軍府との類推を行うためである。征西将軍府を持ち出してきたこと自体先入見であることは認めなければならない（注20）。ただ、この類推作業の目的は別の先入見を打破することにある。畿内説派や考古学界には文献に載る邪馬台国（女王国）がすなわち当該期の倭地の最大の勢力だという思い込みがあるように見受けられるので、そこから生じる遺跡や生産力の規模によって邪馬台国の位置を決めることができるとする固定観念を打ち破るのに有効な作業である。のみならず、『明史』には『明実録』という原史料が存在するが、それも併せて見ることによって正史と原史料のあり方を考察する上で資するところがある。

①（洪武）六年、以於顛為總兵官、出海巡倭、倭寇萊登。祖闡等既至、為其国演教、其国人頗敬信。而王則傲慢無礼、拘之二年、以七年五月環京。倭寇膠州、時良懷年少、有持明者、与之争立、国内乱。是年七月、其大臣遣僧宣聞溪等、齎書上中書省、貢馬及方物、而無表。帝命却之、仍賜其使者遣還、

（六年、於顛を以て總兵官と為し、海を出でて倭を巡せしむ、倭萊・登を寇す。祖闡等既至り、其の国の為に教を演べ、其ば国人頗る敬信す。而れども王は則ち傲慢無礼にして、之を拘うること二年、七年五月を以て京に環る。倭膠州を寇す、時に良懷年少にして、持明なる者有り、之と立つを争い、国内乱る。是の年七月、其の大臣、僧宣聞溪等を遣わし、書を齎して中書省に上らしむ、馬及び方物を貢ずれども、表無し。帝命之を却けしむも、仍おも其の使者に賜いて遣わし還す）

②又以頻入寇掠、命中書移牒責之

（又頻りに入りて寇掠するを以て、中書に命じて移牒し之を責めしむ。）

③（洪武）十三年、復貢、無表。但持其征夷将軍源義満奉丞相書。書辞又倨。乃却其貢、遣使齎詔譙讓。十四年、復來貢。帝再却之、命礼官移書責其王、并責其征夷将軍、示以欲征之意。良懷上言…

（十三年、復た貢するも、表無し。但だ其の征夷将軍源義満より丞相に奉る書を持つ。書辞又倨れり。乃ち其の貢を却け、使を遣わし詔を齎して譙讓せしむ。

十四年、復た来貢す。帝再び之を却け、礼官に命じて移書して其の王を責めしめ、並びに其の征夷將軍を責め、示すに征せんと欲するの意を以てす。良懷上言すらく…)

後醍醐天皇の皇子征西大將軍懷良親王は、建武政權崩壊後四国を経て九州に渡り、大宰府に落ち着いて南朝方を指揮した。全体として南朝が劣勢であった中で九州のみは例外であったものの、やがて事態を危惧した室町幕府が派遣した鎮西管領今川貞世（了俊）によって圧迫を受け、懷良は西暦 1374 年 10～12 月頃後継の良成親王（後村上皇子）に地位を譲って引退している（注 21）。

日本の南北朝期は元を打倒した明の建国時期と重なる。前年に父義詮を亡くした足利義満が將軍になるのが 1368 年であるが、この年は明太祖（洪武帝）の即位年でもある。太祖は日本にも使者を送って大宰府の懷良親王に入貢を促し、「日本国王良懷」＝懷良が 1371 年足利氏に先んじて封を受ける。

㊦～㊧はすべて『明史』日本伝の記事だが、まず㊦の「以七年五月環京」以下で「良懷」が「持明」すなわち持明院統の北朝天皇と争っていることが記されている（「有持明者与之争立国内乱」）。ここから懷良側は足利氏が擁する持明院殿について明使にある程度説明したことが窺えるが、足下を見られないように相手が優位に立っているとは言わなかったであろう。この「日本国王良懷」の例を見ても分かるように、日本国内の最大実力者が中国の冊封を受けるとは限らないのである。邪馬台国九州説・畿内説いずれを採るにせよ、親魏倭王が倭地で最も強い王であったという先入見は捨ててかかるべきである。

因みに㊧は、倭寇の害がひどいということで、皇帝が日本国王を叱責したとするものであるが、洪武五（1372）年八月に大宰府は既に今川了俊に陥落させられており、征西將軍府に倭寇取り締まりを期待するのは無理な状態である。

ところで、『明史』の原史料に当たる『明実録』（『太祖実録』卷九十、洪武七年六月乙未朔）にあつては、㊦の洪武七年相当部分は次のようにニュアンスを異にするところがある（㊦と㊧と二段に分割して引用する）。

㊦日本国、遣僧宣聞溪・浄業・喜春等来朝、貢馬及方物、詔却之、時日本国、持明与良懷争立、宣聞溪等、齎其国臣之書、達中書省、而無表文、上命却其貢。仍賜宣聞溪等文綺紗羅各二匹、從官錢帛有差、遣還。（日本国、僧宣聞溪・浄業・喜春等をして来朝し、馬及び方物を貢ぜしむ。詔してこれを却く。時に日本国、持明良懷と争い立つ。宣聞溪等其の国臣の書を齎し、中書省に達するも表文無し。上命じて其の貢を却く。仍ち宣聞溪等に文綺紗羅各々二匹を賜い、官の錢帛より差すこと有りて、還らしむ。）

㊧勅中書省曰（中略）、向者、国王良懷、奉表来貢、朕以為日本正君。所以遣使往答其意。豈意使者至彼拘留二載。今年五月去舟纔還、備言本国事体。以人事言、彼君臣之禍、有不可逃者、何以見之。幼君在位、臣擅国権、傲慢無礼…（中書省に勅して曰く（中略）、向に、国王良懷、表を奉って来貢す。朕以て日本の正君と為す。使をして其の意を往答せしむる所以なり。豈に使者彼に至ること拘留二載なるを意わん。今年五月去舟にて纔かに還り、備さに本国の事体を言う。人事を以て言うならく、彼の君臣の禍、逃るるべからざる者有り、何を以てかこれに見えん。幼君在位して、臣国権を擅し、傲慢無礼なり…)

前述のように征西將軍宮は 1372 年八月に大宰府を追われるのだが、明が派遣した使僧仲猷祖闡・無逸克勤がその直前の五月に今川了俊に捕縛され博多で監禁される。その後京都に上るが、足利義満が彼らを帰国させたのは 1374 年でありそれに随行させたのが㉑や㉒に見える「宣聞溪等」日本僧である。㉑の「祖闡等既至…拘之二年、以七年五月環京」という記事はその間の事情に関わるものである。仲猷祖闡ら明使が、懐良に会えずに足利方に捕まって九州から京都に移動したといった込み入った事情を日本側の史料抜きで㉑や㉒から読み込むことは困難である(注 22)。明人は「良懐」の劣勢を理解していたであろうが、『明史』を編纂した清人には南北朝期の複雑な日本事情は理解できなかったであろう。

これについて考えるに、㉑と㉒とでは用字に差異がある。㉒の「国臣」(=足利義満)は、㉑では「大臣」に改められている。㉑においては、「大臣」を明が認めた正式な日本国王である良懐のそれであるという風に解する他ない。これは『明史』編者の原史料の誤読と評さざるを得ないが、日本国王に正式に任命された者が構成する王府がその国内で最大の実力を有しているという固定観念に囚われていたためであろう。たとえ「国臣」が分をわきまえない跋扈將軍の類であったとしても、それが実力において日本国王に劣るはずの「持明」の側の人物であったなどとは思ってもよらなかったであろう。

もとはと言えば、原史料である㉒の「時日本国、持明与良懐争立、宣聞溪等、齎其国臣之書」云々が何とも曖昧な表現であることに起因する。後文の㉓で「国王良懐、奉表来貢、朕以為日本正君」などがあるわけだから、「宣聞溪」・「其国臣」双方とも「良懐」の臣下と受け取られても仕方がない。

㉓も南北朝日本の複雑な状況を反映した内容で、『太祖実録』の編者がどこまでこの次第を正しく把握していたのか分からないが、まず「所以遣使往答其意。豈意使者至彼拘留二載。今年五月去舟纔還」というのは、前述のように概況としては正しい記述である。すなわち、明が正式に認めた「日本国王良懐」に使者を遣わしたところ、それが「拘留二載」に及んで「今年五月」(=洪武七年五月)に帰国したというのは㉑も齟齬なく踏襲している。「備言本国事体」以下は日本の使僧の話をつまえた記述であろうが、日本の南北朝史を理解している者にとっても意味をとりにくいところがある。「彼君臣之禍、有不可逃者、何以見之」とは、日本国の君臣間の乱れから生じた悪しき事態によって拘留されてしまい、良懐に見える術がなかったという意味であろう。こう書かれると読み手は良懐と臣下との「君臣之禍」が要因と理解してしまうだろうが、了俊や義満からすれば「日本国王良懐」は君主でも何でもなし。これに関連して、下文には「幼君在位、臣擅国権、傲慢無礼」云々とあるが、この「幼君」は 1329 年生まれとされている懐良のことではあり得ない。また、1343 年生まれの南朝の時帝長慶のことであるはずもない。義満と同じ 1358 年生まれで 1371 年に践祚した北朝の時帝後円融と解するほかない。故に「臣擅国権」は北朝天皇を擁する室町幕府が実権を掌握していることを指しているということになる(注 23)。

『太祖実録』の編者は、「日本国王良懐」を上回る力を有する「臣」=足利氏の存在は一応理解していたと思いが、それが持明側なのか良懐側なのかについては誰にでも明瞭な修辭を弄していない。どちらともとれる分かりにくい表現である。㉓の「幼君在位」以下は実質的に北朝・室町幕府の状況説明だが、前段の「向者国王良懐」辺りから読み進めた場合、良懐とその臣下の話題であると読み手が受け取ったとしても仕方がない。「臣」の帰属先を明確にしていなかったためである。現に『明史』編者は、

㉑に「時良懐年少、有持明者、与之争立、国内乱。是年七月、其大臣遣僧宣聞溪等」などとあるように㉒の「幼君」を良懐のことと誤解し、その「大臣」が「僧宣聞溪等」を派遣したかのように記している。日本国内の実情に関係なく『太祖実録』は良懐を正統視していたため、『明史』編者は㉑の「国臣」の理解を誤ったのである。太祖の頃の日本事情を知る由もない『明史』編者は、素朴な正統観に則って日本伝を構成したのであろう。

さて、やや時代が下って、㉓の段階でようやく「源義満」という固有名詞が登場する。「良懐上言」とあるが、実際にはこの時期の征西大將軍は懐良ではなく後任の良成である（注24）。ここで見るべきは足利義満の上書の内容が「倨」であったことに対して、当の「征夷將軍」のみならず「王」すなわち「良懐」も責められている点である。明側は「良懐」と「征夷將軍源義満」とが直接の君臣関係にはないことを理解していたであろうが、それでも義満の無礼を咎めるのに良懐をも叱責せざるを得ないのである。基本的に中国側としては、一度正統性を付与した異国の王は簡単に更迭できず、没落しない限り現地の最高責任者として遇するしかない。

明と魏晉とでは時間に大きな隔たりがある上に、魏廷で作成され倭人伝編者が閲覧した原史料は残念ながら残っていない。しかし、如上から冊封国の基本姿勢及び史官の歴史認識や先入観等を窺い知ることができよう。恐らく陳寿も親魏倭王を中心に史料を見ていたであろうが、それが3世紀の倭地の実情に合っているどうかは勿論別問題である。尤も、虚心に魏志倭人伝を読み返してみると、例えば卑弥呼の勢威は倭地で最も盛んであったというような文言は特に見当たらない。その辺の陳寿の倭史認識を正確に知ることは適わないが、『明史』編者と同じように原史料を誤読するところがあったとしてもおかしくはない。恐らくそれが「大倭」の位相や実力に関するものであろう。狗奴国のことは措くとしても、恰も征西將軍府にとっての「征夷將軍源義満」のように、力では邪馬台国を上回る王権が存在していたとしても全くおかしくない。それが前節で見た「大倭」であり、僅か一箇所だけながら顔をのぞかせていたのである。前述した「使」衍字説が正しいとすれば、誰が誰を使役しているのか、誰がどこに属しているのかといったことについて正確な知識を有していなかったという点で倭人伝編者は『明史』日本伝編者と同類である。

他方、当事者の魏が仮に「大倭」の存在に気付いていたとしても、それが朝献を求めてこない限り自らが任じた倭王である卑弥呼を正統視してことに当たらせるしか道はない。顔を見せない倭地の最大の勢力を引っ張り出してくることは冊封する側には不可能なことであった。

では具体的に、倭人伝編者は「大倭」を巡る原史料をどのように誤読したのだろうか。あるいは「使」を加えてしまった原因を追跡してみたい。

女王国周辺から聞き得た倭地情報と、大倭を中心にして述べられていた情報とを峻別することなく拾綴して一つの記事に纏め上げてしまった結果、主語がはっきりしない曖昧な記述となったと思しき箇所がある。それを以下に㉔～㉖として段落を分けて引用して検討する（一部先述）。

㉔「其国本亦以男子為王、住七八十年」（其の国本亦男子を以て王と為し、住まること七八十年）

㉕「倭国乱、相攻伐歴年」（倭国乱れ、相攻伐すること歴年）

㉔「乃共立一女子為王、名曰卑弥呼（中略）有男弟、佐治国…」（乃ち一女子を共立して王と為す、名づけて卑弥呼と曰う（中略）男弟有りて、国を佐治す…）

㉕「…女王国東渡海千余里、復有国、皆倭種。又有侏儒国在其南、人長三四尺、去女王四千余里。又有裸国・黒齒国、復在其東南、船行一年可至」（女王国の東、海を渡ること千余里、復た国有り、皆倭種なり。又侏儒国有りて其南に在り、人の長三四尺、女王を去ること四千余里なり。又裸国・黒齒国有り、復た其東南に在り、船行一年にして至るべし）

㉖の「其国」について、倭国全体を指すとする説と邪馬台国とする説との二説があるが、これについては陳寿も混乱していた節がある。それは後述するとして、㉖に先出する「使大倭」文言を含む㉗にさらに先行する箇所（女王国に至る道程を記した箇所の次）には倭国の習俗・産業や自然環境に関する記述が延々と続いている。その内の㉗・㉘・㉙に直接連なる箇所を引用する（「足相臣服」の後の[]内が㉗・㉘・㉙で書き下しは省く）。

①其会同坐起、父子男女無別。人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以当跪拜（中略）其俗、国大人皆四五婦、下戸或二三婦。（中略）尊卑各有差序、足相臣服。[収租賦、有邸閣、国国有市、交易有無、使大倭監之。自女王国以北、特置一大率、檢察諸国、諸国畏憚之、常治伊都国、於国中有如刺史。王遣使詣京都・帶方郡・諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露、伝送文書賜遺之物詣女王、不得差錯]（其の会同坐起、父子男女別無し。人性酒を嗜む、大人の敬する所を見れば、但だ手を搏ち以て跪拜に当つ（中略）其の俗、国の大人皆四五婦、下戸も或いは二三婦。（中略）尊卑各差序有り、相臣服するに足る。）

ここには、「大人」と「下戸」の尊卑に関する記述が見られるが、これとやや間を置いて㉘と㉖の間には「下戸」の高位者への挙措に関する次のような記述がある。

②下戸与大人相逢道路、逡巡入草。伝辞説事、或蹲或跪、両手扱地、為之恭敬。対応声曰噫、比如然諾

（下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入る。辞を伝え事を説くに、或は蹲り或は跪き、両手は地に扱ひ、之が恭敬を為す。対応の声を噫と曰う。比するに然諾の如し。）

①に既に「見大人所敬、但搏手以当跪拜」とか「大人皆四五婦、下戸或二三婦」などとあって、大人を敬う所作や倭国の身分格差について縷々記されているのだから、②を㉘以下に置く意図は不可解である。㉗より前に置いて大人と下位身分の者の関係記事として一括するのが普通の修辞感覚であろう。これは恐らく、もともと②が㉘からの繋がりで大倭（や大率）の動向に関わる原史料（以下“甲史料”）の一部であったのに対し（注 25）、①は女王国のあり方を中心にして記された史料（以下“乙史料”）に基づく出処を異にする情報だったことの反映であると考えられる。邪馬台国と大倭とでは、王権としては別々の存在であっても同じ「倭種」であるから分別しにくいのだが、文章の配置を子細に見るといささかちぐはぐである。具体的には、上記①の「見大人所敬但搏手以当跪拜」・「大人皆四五婦下戸或二三婦」という記事は、倭の「大人」が「下戸」＝一般民衆とそれ程隔絶した地位にいるわけではないことを示唆していると見てよい（注 26）。たとえ少数であったとしても下戸身分の中にも「二三婦」を有する男子がいたということは、非大人にも富裕者が存在したことを意味し、また大人側も下戸の複数妻を禁止していなかったことを意味している。他方②では家族構

成についての記載はないものの、「下戸」は「大人」と会うと「逡巡」（後ずさり）し「或蹲或跪」とされていて、貴族と民衆との確たる身分差の存在を窺わせる。これらを全く同質の倭人社会の描写と見做すのは不自然である。

そう考えると、①のすぐ次に位置する㉗～㉙は、もともと甲史料の一部分だったか、あるいは甲史料と乙史料の文言を陳寿が適宜拾綴して構成したものとするのが常識的な判断である。では、㉗～㉙は原史料では概ねどのような形態だったのだろうか。もとより正確を期することは不可能であるが、適宜言葉を補いつつ、原文と対応させるべく同じく四段に分けて私案を提示してみたい。①は本来以下の㉚の中に位置した記事だったと推定した（「」内）。

㉗其国（＝大倭）世以男子為王、住七八十年 其の国世々男子を以て王と為す、住まること七八十年〈㉗其国本亦以男子為王、住七八十年〉

㉘倭国乱、相攻伐歴年〈㉘に同じ〉

㉙邪馬台国無主、乃（大倭）与（邪馬台）国人共立一女子為王、名曰卑弥呼。（卑弥呼）与狗奴国男王素不和（後略）
邪馬台国主無く、乃ち国人と一女子を共立して王と為す。名づけて卑弥呼と曰う。狗奴国男王と素より和せず（後略）〈㉙乃共立一女子為王、名曰卑弥呼（後略）〉

㉚（大倭）在女王国東渡海千余里、皆倭種。「下戸与大人相逢道路、逡巡入草。伝辞説事、或蹲或跪、両手抛地、為之恭敬。対応声曰噫、比如然諾。」又有侏儒国在其南、人長三四尺、去女王四千余里、又有裸国・黒齒国、復在其東南、船行一年可至

（大倭は）女王国の東に在りて海を渡ること千余里、皆倭種なり。「下戸大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入る。辞を伝へ事を説くには、或は蹲り或は跪き、両手は地に抛り、これが恭敬を為す。対応の声を噫と曰う、比するに然諾の如し。」又侏儒国有り其南に在り、人の長三四尺、女王を去る四千余里、又裸国・黒齒国有り、復た其東南に在り、船行一年にして至るべし〈㉚女王国東渡海千余里、復有国、皆倭種。又有侏儒国在其南、人長三四尺、去女王四千余里、又有裸国・黒齒国、復在其東南、船行一年可至〉

次いで、『後漢書』倭伝の内容も勘案した甲史料全体の復元案が次の㉛である（注27）。勿論、乙史料と重複する記事も含まれていたであろうが（注28）、甲史料の情報源は主として九州以東の倭人だと考えられるので、市の監督、大率の配置、威信財のチェック・運搬、卑弥呼の共立等々の事柄の主語は全て「大倭」である（注29）。さらに、畿内王権の所在地とその内部の尊卑のあり方及び周辺の異種族のことが記されていたことになる。

㉛収租賦、有邸閣、国国有市、交易有無、大倭監之。自女王国以北、特置一大率、檢察諸国、諸国畏憚之、常治伊都国、於国中有如刺史。王遣使詣京都・帶方郡・諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露、伝送文書賜遺之物詣女王、不得差錯。其国世以男子為王、住七八十年、倭国乱、相攻伐歴年、邪馬台国無主、乃与国人共立一女子為王、名曰卑弥呼、与狗奴国男王素不和。在女王国東渡海千余里、皆倭種。下戸与大人相逢道路、逡巡入草。伝辞説事、或蹲或跪、両手抛地、為之恭敬。対応声曰噫、比如然諾。又有侏儒国在其南、人長三四尺、去女王四千余里。又有裸国・黒齒国、復在其東南、船行一年可至。

租賦を収む、邸閣有り、国国市有り、有無を交易し、大倭これを監す。女王国（＝邪馬台国）より以北、特に一大率を置き、諸国を検察せしむ。諸国これを畏憚す。常に伊都国に治し、国中において刺史の如く有り。（大倭の）王使を遣わして京都・帯方郡・諸韓国に詣り、及び郡の倭国に使用するや、皆津に臨みて搜露し、文書賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず。其国（＝大倭）世々男子を以て王と為す、住まること七八十年、倭国乱れ、相攻伐すること歴年なり。邪馬台国主無く、乃ち国人と一女子を共立して王と為す。名づけて卑弥呼と曰う。狗奴国男王と素より和せず。女王国の東に在りて海を渡ること千余里、皆倭種なり。下戸大人と道路に相逢へば、逡巡して草に入る。辞を伝え事を説くには、或は躡り或は跪き、両手は地に抛り、これが恭敬を為す。対応の声を噫と曰う、比するに然諾の如し。又た侏儒国有り其南に在り、人の長三四尺、女王を去る四千余里、又た裸国・黒齒国有り、復た其の東南に在り、船行一年にして至るべし。

「大倭」を中心にして書かれた史料であれば、㊦のように「其国」は当然大倭を指すことになる。しかし、最初の時点で倭人伝編者は「大倭」を女王国に使役される存在と見て㊦のように「使」を補って読み進めてしまったため、「一大率」の配置主体は女王国となり、㊦の主語も曖昧となってしまった。「大倭」の代々の王は女王国（邪馬台国）とは無関係に存在していたのに、「其国」を読み誤ったために「其国本亦以男子為王」というような元来別々の系統の王権を同一系統視した記述となってしまったと思われる。

大倭が卑弥呼の被共立を認知していたと推測されることは前節に述べた通りだが、そのことを示しているのが㊦である。㊦すなわち現存の魏志倭人伝では「共立」の主体がはっきりしないのだが（注30）、甲史料では「大倭」と邪馬台国人による共立であったことが明示されていたことになる（注31）。倭人伝編者を最も混乱させたのは恐らく㊦である。共立の片棒を担いだ大倭が省かれている上に編者はそれが邪馬台国より格下の勢力だと思い込んでいるのだから、卑弥呼擁立が畿内王権と九州の国との合作であると見抜くのは困難であったと想像される。㊦の「其国」を「大倭」と理解できずに一般的な「倭国」の意味で捉えてしまうと、㊦の「乃与国人共立一女子為王」については「倭国」と邪馬台国人が卑弥呼を共立したという不条理な文脈となり、延いては「与」を衍字と見做さざるを得なくなる。そうしても、文中の「国人」が倭国人か邪馬台国人かどちらなのかはっきりせず、㊦のように共立主体を曖昧にした修辞しか使用できなくなったのであろう。

さらに㊦に接しても、女王に使役されていたはずの勢力が海を越えた遠方に居ると考える術もなく、どこか陸続きの地の存在であると考えたと思われる。そして「女王国東渡海千余里」に「大倭」がいるとは考えなかった故に（注32）、「在」が省かれて㊦の文章が成立したのであろう。

私が推測する倭人伝編者による原史料誤読の過程は以上である。古文は行論において主語が省かれがちであるため、史官といえども文脈の読み違えを避けることはできない。もとより我々がこれを晒うことはできない。当該期の倭地の俯瞰的状况や、邪馬台国と大倭の規模の比較等は原史料にも載っていなかったと思われるので、それを倭人伝編者が読み解く際には現代人が魏志倭人伝読解に頭を悩ませるのと似た様相を呈したものと想像される。

3 魏志倭人伝中の方位・日数・里程の問題と「伝送」について

最後に邪馬台国に言及する論者が熱心に弁ずる方位・日数・里程の問題について、初歩的な疑問を述べた上で、邪馬台国の王権のあり方について一石を投じたい。

三つの件に関して魏使が実測できたのは方位と日数だけではないだろうか。距離については倭人が述べた通りの里数を記録したに過ぎないのではなかろうか。

因みに日数については、例えば投馬国から邪馬台国までの「水行十日、陸行一月」という“所要日数”の記事を九州説に不利なものに見做す畿内説論者は少なくないだろう。しかしこの点は、魏志倭人伝中の移動日数は使者の休日や鬼神への配慮その他諸事情によって道を進むのを控えた日も含む総数としての記事であり且つ数字には文学的修辭も加わっているとする九州説論者の指摘に耳を傾ける必要がある(注33)。従って、日数記事から現実の距離を算出するといった作業は不可能とせねばならない。例えば、投馬国から邪馬台国まで水陸行計40日程かかったという場合、数字そのものの誇張の問題もさることながら、魏使が投馬国に滞在していた日数も含んだ「水行十日陸行一月」である可能性を考慮に入れる必要がある。

数字の誇張については、まずは倭国側の事情を考慮に入れなければならない。倭人は魏使を邪馬台国まで案内するのに恐らく最短コースを準備したわけではないことを念頭に置かなければならない。すなわち、古代律令国家にせよ江戸幕府にせよ前近代の国家・王権にとって外国使節(や遠方の大名)を国都に比較的近い場所から導いて案内していくことは安全保障上のタブーであり、3世紀の倭国とて例外ではなかったはずだとする別の九州説論者の指摘(注34)は、一般論とは言え説得力がある。当該期の倭人が大陸や半島の勢力の南下を恐れることなく安閑と過ごしていたと考えるべきではあるまい。そもそも、そういう憂慮があったからこそ、中国の王朝と通じて少しでも海外からの脅威を減少させようとしたのであろう。

ところで、畿内説にあっても水陸行計40日というのは時間がかかり過ぎだということは九州説派の夙に指摘するところであるが、「水行十日陸行一月」については、あくまで概数であって、魏人が何度邪馬台国を来訪したかは不明ながら文字通りそれだけの日数をいつも費やしたと考える必要はない。ただ、上記の理由により外国人についてはある程度余計な時間をかけて案内するというのが倭国側の方針であったと考えられる。

そうすると、伊都国の後奴国・不弥国・投馬国を経て(途中水行を含んでいる)邪馬台国に至るというルートは実際には遠回りであり、外国人には知らされない近道が別に存在したか、もしくは魏使の進行速度よりも早く物資を運べる駅伝の仕組みが存在した可能性を想定しなければならない。それを示していると思われるのが前掲©に見える「伝送文書賜遺之物詣女王」という記述である。「伝送」とは「次々に送る」といった意味(『大漢和辞典』)でさして難しい意味を有していないが、魏志倭人伝の文脈では従来あまり注目されていなかった語ではないだろうか。ここで「伝送」とあるのは、中継地点を経由して順送りしていったということだろうが、この仕組みでまさか「文書賜遺之物」を女王の許に移送するのに伊都国から「水行十日陸行一月」以上かかったとは思えない(たとえ畿内説に立ったとしても)。もっと短時間で運べたはずである。

この点、『三国志』の他の箇所「伝送」の使用例を傍証としよう。

- ①速附丸・楼班・烏延等走遼東、遼東悉斬、伝送其首、其余遣迸皆降（『魏志』烏丸伝）
（速附丸・楼班・烏延等遼東に走るも、遼東悉く斬り、其の首を伝送す、其の余遣迸りて皆降る。）
- ②尤誘期句麗侯駒、至而斬之、伝送其首詣長安（『魏志』東夷伝高句麗条）
（尤句麗侯駒を誘い期し、至りてこれを斬り、其の首を伝送して長安に詣らしむ）
- ③（劉虞）乃欲凶奔匈奴以自絶、（袁）紹等乃止。虞於是奉職修貢、愈益恭肅。諸外国羌胡有所貢獻、道路不通、皆為伝送、致之京師（『魏志』公孫瓚伝裴注所引『吳書』）
（乃ち匈奴に奔りて以て自ら絶つことを凶らんと欲し、紹等乃ち止む。虞是において職を奉じ貢を修め、愈々益々恭肅す。諸外国羌胡貢獻する所有りて、道路通ぜざれば、皆為に伝送し、之を京師に致す。）

①と②は首級の移送記事である。腐敗防止のため駅伝によって早急に運ぶ必要があったことを示している。③は外国からの物資を移送するのに物理的もしくは政治的な事情により正規の路程が使用できないため、特別な方法すなわち「伝送」によったとする文脈での使用例である。とりわけ②の「伝送其首詣長安」は「伝送文書賜遺之物詣女王」と同じ構文であり、これからすると、「文書賜遺之物」はやはり時間をさほどかけずに女王国に移送されたと考えなければならない。

如上で問題なければ、魏使がゆっくりと道を進むのを尻目に倭人は駅伝制度を利用して「文書賜遺之物」を先に邪馬台国に運んでいたか、それとも伊都国を分岐点として別の路程を採って人より先に物を目的地に届けていたかのいずれかの状況を想定する必要がある。但し「其地無牛馬虎豹羊鵲（其の地牛・馬・虎・豹・羊・鵲無し）」という魏志倭人伝中の記事を信用するとすれば、「伝送」といっても駅馬の類を想定するわけにはいかず、人力のみによる中継点輸送を念頭に置かなければならないが（注35）。

因みに、馬がいなかったことを以て当該期の倭国が高度な統治機構や輸送技術を構築し得なかったはずだとする向きも一部にあるが、例えばインカ帝国の例を勘案すれば一概にそういった決めつけはできないであろう（注36）。尤も、インカには馬がいなかった代わりにラマが荷物の運搬に使用されることがあったとされるが、倭国が中国からの賜りものを運ぶのに家畜の脚力を絶対に必要としたとは思えず、人力だけでこと足りたと考えられる。ただ、人力のみの先行輸送であったが故に、魏使にはゆっくりと道を進んでもらう必要があったのである。

このような措置を採られたのは、先述した前近代国家のタブー（注37）に関連することでもあるが、倭人が自国を実際以上に大きく見せようとしたという理由が考えられる。外国使節を大回りさせたり、里数を誇張したりする（注38）ことが大国の来襲に警戒心を抱く倭人の安全保障政策だったと考えられるのである。故に、魏使が目的地までの最短の里数を測定することは困難であり、魏志倭人伝記載の里数も倭人の申告をそのまま記したに過ぎないと推測される。また、魏使が九州に上陸の後倭人の思惑によってジグザグコースを余儀なくされたと考えれば、「水行十日、陸行一月」を以

て九州内の邪馬台国までの“所要日数”とすることもさしておかしたのではなくなる。

従来、魏志倭人伝中の日数・里程記事の誇大さや作為性が指摘される場合、専らそれは中国側の問題として論じられていたように見受けられる。すなわち、巨大な国である倭国を従わせた曹魏や司馬懿の徳を称揚するために魏人や陳寿が現実より大きな倭国像を（大月氏国と並べて）描いたといったような論調である。もとより中国側にそういう意図があった可能性は否定しないが、倭国側の事情や思惑も考慮に入れる必要があるだろう。中国王朝に従属するという選択自体が高度な政治判断であるが、その背景には半島・大陸の勢力の来襲や探偵活動を警戒する一個の王権としての自己保存観念があったと考えるべきである。より鳥瞰的には、首都に外国人を直行させたくない、または自国を広大な地と錯覚させたいといった倭側の希望と、倭国を大国と見せかけたい魏人・晋人の思惑が奇しくも一致したと評価できよう。

まとめ

本稿は、畿内王権と九州の女王国との併存（後者の前者への従属）を3世紀の倭地の基本状態と見做す説に立つものである。魏志倭人伝中の「邪馬台国」は卑弥呼の居住地（「女王之所都」）であるが、それとは別に畿内に「大倭」と称された恐らく邪馬台国連合を凌ぐ王権が存在したと考える。すなわち、「大倭」を官名や人名と解することが無理であるとすれば、それを女王国が使役していたかのように記す原文には衍字がある（原史料の誤読が陳寿にあった）ということになる。

「大倭」と邪馬台国＝女王国との関係を、後世の吉野王権（南朝）と征西将軍府（明にも形式的に従属した）との関係に擬えることが許されるなら、畿内説と九州説は矛盾せず両立するということになる（注39）。

この併存説（邪馬台国両属説）は考古学上の知見とは矛盾しないと考えるが、畿内説論者の中からは女王国が九州にあったことを立証することが先だという声が出てくるかもしれない。しかし件の「大倭」とは何かについて、管見の限り九州説・畿内説双方共誰もが納得する説明をしているようには見えない。私見のように国名か倭地最大の実力者の意味で解するしかない以上、消去法的に女王国＝邪馬台国は九州、「大倭」は畿内という見方を採用するしかない。

また、魏志倭人伝という史料を見る上で留意すべきは、これを倭地に関する密偵の調査報告書ではなく、紀行文の類と同一視した方がよいということである。例えば邪馬台国に至るまでの日数は、余計なことを省いた所要日数が記されているわけではないし、距離その他倭地の環境・風習記事についても必ずしも魏使の実測に基づいた情報ではなく、倭人が述べたことをそのまま記していると考えられるべきであろう。

注

1. 魏志倭人伝と魚豢の『魏略』のような先行魏史の倭人記事とを総称する場合は単に“倭人伝”と記す。その他正史中の倭国記事の呼称については一般的なそれに従っている。
2. 『隋書』倭国伝には「…又至竹斯国、又東至秦王国、其人同於華夏（中略）又經十余国、達於海岸」などとある。「竹斯」は筑紫であろうが、「秦王国」についてははっきりしない。それでも「東至…」と記していることからして中国地方の国である可能性が高い。下文の「十余国」も中国地方から近畿にかけての国々であろう。翻って魏使が仮に日本列島を南北に長い地だと勘違いしていたとしても、上述『隋書』倭国伝の「十余国」に類する中国・近畿地方に比定される国々の記述があってもよさそうなものであるが、畿内説ではせいぜい投馬国が中国地方の地に比定されることがある程度で、畿内大和に至るまでの通過国の記載が貧弱である。
3. 倭国の官名の分類については謝銘仁『邪馬台国 中国人はこう読む』（徳間文庫、1990年）160～2頁参照。
4. 石母田正『日本の古代国家』（岩波文庫、2017年）22頁、関和彦『邪馬台国論』（校倉書房、1983年）204頁等参照。「大倭」と「大率」以外に、魏帝が卑弥呼に与えた詔書に見える次使の「都市牛利」の「都市」を官名と見る説がある。
5. 『墨子』迎敵祠に「五歩有五長、十歩有什町、百歩有百長、傍有大率」とあり、ここの「大率」を『漢語大詞典』は「統率偏師之将（支隊を率いる将軍）」の意味とする。その他、『日本の古代1 倭人の登場』（中公文庫、1995年）四章「『魏志倭人伝』を通読する」（杉本憲司・森博達執筆）153～4頁参照。
6. 謝氏前掲『邪馬台国 中国人はこう読む』162～4頁参照。
7. 橋本『邪馬台国論考 3』（平凡社東洋文庫、1997年（原書1956年）10～12頁参照。
8. この点、植村清二「魏志倭人伝の一節について」（『東方学』第22輯、1961年）が既に指摘している。
9. (1)の場合さらに、国ごとに置かれた監督官とする説と、国々の市を統轄・監督する官とする説とがある。
10. 謝氏前掲『邪馬台国 中国人はこう読む』は「大魏」や「大呉」は魏や呉に対する美称であるから、これを「大いなる魏人（呉人）」といった意味に解することはできないとしながらも、「大倭」については、中国古文では尊称としてその人の官名や任地名を以てする例があることから、それに類する公平で数理に長けた倭人への尊称だとする。しかし、「倭」は地名ではなく国名そのものであり、陶淵明の「彭沢」や屈原の「三閭大夫」とは同一視できまい。あるいは謝氏は明言していないが、当該期に既に「（大）倭」＝ヤマトという訓が成立していたと考えて、九州内の「ヤマト」を（謝氏は九州説派である）陶淵明にとっての「彭沢」のような呼称とみたのだろうか。しかし、謝氏は「大倭」を

国々の市に派遣される複数の存在だとしており、やはり陶淵明との類推は無理であろう。

11. 以下これを“併存説”と称す。喜田貞吉「漢籍に見えたる倭人記事の解釈」（初出 1917 年、佐伯有清編『邪馬台国基本論文集 1』創元社、1981 年所収）が先駆と思われる。喜田は陳寿以前に魏人が既に邪馬台国が「大倭」（＝大和朝廷）を使役していたかのように誤解していたと見做している。
12. 本稿では「邪馬台国」とは女王国の正式な名称とする通説的見解に一応立つことにする。「倭国乱相攻伐歴年」が全国的な状況で、卑弥呼の遣使の頃も完全に終息していなかったとすれば、恐らく畿内も女王国と狗奴国が対峙していたのと似た様相を呈していたであろう。そして、当該期の畿内に既に「ヤマト」という音の地名が存在していたとして、それが何らかの形で魏人の耳に達していた（例えば九州のヤマト国＝女王国との混同）としても、女王国と通じていた勢力がそのヤマトを本拠地としていたとは限らないという点に留意する必要がある。
13. 「磐余彦」や「水間城之王」（＝崇神天皇）に関する伝承自体は継体の頃に既にあったと見てよいだろう（但し「神日本磐余彦」という呼称が成立していたとまでは断言できない）。むしろ継体詔の中で、神武や崇神が我が太祖だとか、「ハツクニシラススメラミコト」だといったような言明は特になくことに留意すべきである。
14. 植村前掲「魏志倭人伝の一節について」、植村「邪馬台国問題私見」（『古代文化』10-3、1963 年）、栗原朋信「邪馬台国と大和朝廷」（初出 1964 年、『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館、1978 年所収）等参照。この他小林敏男『日本古代国家の形成』（吉川弘文館、2007 年）第一章「邪馬台国と女王国」は、女王国と邪馬台国とを同一視するのは陳寿の謬見だとして邪馬台国と「大倭」の併存ではなく、九州の女王国と畿内の邪馬台国との併存を説く。喜田・植村・栗原氏等の①の「大倭」を大和朝廷と同一視する見解については論証が不十分だとする。また、「一大率」は畿内の邪馬台国が女王国の北に設置した官とする一方で、②の「刺史」についてはそれとは別に女王国が置いた官だとしている。

小林氏の見解も一種の併存説と言えようが、他方、畿内説派の中にも「大倭」を(1)か(2)の方向で理解する向きと、植村・栗原説同様大和朝廷を指すとする論者とがある。後者は、「使」が衍字または誤記であることを認めつつも、「大倭」とは畢竟邪馬台国＝女王国のことであり、それに属する国々を合わせた連合体をそう称しているに過ぎないとする。「一大率」の派遣主体もその意味での「大倭」だと言う。しかしこれについては、女王国を中心とした連合国が諸国の市を「監」という修辭はどうもしっくりこない。組織であれ人であれ、概念上の一者を主語とした場合にこそ「監」という言葉の意味が生きてくるのではないだろうか。諸国から成る「大倭」が国々の市を「監」という意味の文章は一体どういう状態を指しているのだろうか。例えば、I「諸国の市は大蔵省が監督している」という文章も、II「諸国の市は諸国連合が監督している」という文章もどちらも意味は通じる。しかしIIの「監督」の場合、事実上「諸国連合」の中の一部局乃至は最大権力者が監督者としての機能を果たしていると理解しなければ具体的な意味をなさないのではないだろうか。

15. この点関氏前掲『邪馬台国論』47頁参照。但し関氏は「大倭」については市を統轄する邪馬台国が設置した官としている（同書203～4頁）。
16. 植村前掲論文は、魏と「大倭」に両属した邪馬台国を慶長一四年の島津家久の侵攻後形式的には清に朝貢しつつも薩摩藩に支配されていた近世琉球に擬えている。魏志倭人伝の「一大率」についても薩摩藩の在番奉行のようなものと見做している。なお、邪馬台国の両属を近世琉球に見立てることは、植村論文に先行する喜田前掲論文に既に見られる。
17. 栗原前掲論文は、魏志倭人伝に「大倭」と記して『後漢書』倭伝のように「大倭王」と記さないのは、魏が卑弥呼以外に倭地の王を承認して冊封しなかったからに過ぎないと見ている。すなわち、魏人のみならず陳寿も「大倭」が女王国とならぶ王権であることを一応知っていたと見做している。
18. 次節で論じる史官の名分主義から陳寿も自由ではなかったことを念頭に置けば、転写者のミスよりも倭人伝編者の誤記を想定する方が理に適っている。
19. 日本伝に関しては『明史』と『明史稿』との間に字句の異同はないので、ここでは両者を区別しない。それぞれの成立は、『明史稿』が清の雍正元年（1723年）、『明史』の方は同じく雍正一三年（1735年）である。
20. 邪馬台国と征西将軍府の比較については既に植村前掲「邪馬台国問題私見」に見られる。
21. 川添昭二『九州の中世世界』（海鳥社、1994年）第三章三「懐良親王令旨をめぐる九州の南北朝」参照。
22. 「良懐」が足利方に大宰府を追われたことについては『太祖実録』や『明史』以外の中国側史料には記されている。これについては、その前後の事情も含めて村井章介『アジアのなかの中世日本』（校倉書房、1988年）VI「日明交渉史の序幕」、秦野裕介「日本国王号成立をめぐる」（『日本思想史研究会会報』20号、2003年）等参照。
23. 幕府の使僧が義満に関して露骨に「擅国権」しているなどと指摘したわけではないだろう。尤も、「幼君」を義満もしくは義満・後円融両方を指すと見て、「擅国権」する「臣」を管領の細川頼之と解釈するなら話は別である。秦野裕介「初期日明関係に見る東アジア国際秩序の構築と挫折」（『新しい歴史学のために』210号、1993年）は「幼君」を後円融、「臣」を頼之と見做している。
24. ㊦の「良懐上言」以下に良懐が奉ったとされる文章が載っているが、それが征西将軍府から発せられたものかそれとも「良懐」を僭称する幕府あるいは九州の大名が提出したものかについては、本稿の主旨に関係がないので措くことにする。
25. ㊩はもともと「大倭」の統治領域内すなわち畿内近国の下戸の所作に出自を有する記事であると思われる。佐伯有清『魏志倭人伝を読む 上』（吉川弘文館、2000年）は、㊩と間隔を置いて㊪が記されていることを文脈上「唐突」と評している（同書224頁）が、㊪を㊩とは異質の倭人社会の描写と見れば疑問は解消する。ただそれは、畿内の身分制が九州の倭人社会にも徐々に浸透していく様子が描かれているのか、それとも原史料の文脈を無視した拾綴に過ぎず卑弥

呼治世後半期においても九州では①のような状況はなかったのかについては未詳とするしかない。

26. この点、佐伯氏前掲『魏志倭人伝を読む 上』189・193頁等参照。「見大人所敬但搏手以当跪拜」という一文は、「(下戸が)敬すべき大人に出会うと跪拜に代えて搏手する」という風に訳す論者が多いが(「所」を受け身に解するのであろう)、「大人が崇敬する対象に(下戸が)見えた時は搏手する」といった意味にとる向きもある(「見大人所敬」は「見大人所敬者」といった文章と同じだと見做しているのであろう)。つまり、下戸が大人そのものに搏手するのか、それとも大人が敬っているものに対して搏手するのかの相違である。後者の場合(前者の方が畿内の有力王権と九州の女王国との併存を想定する私見には有利なのだが)、大人の敬する所のものが何であるか、君長やその側近といった高位統治者なのか、それとも大人の墳墓や祠堂のような非生物であるのか判然とせず、さらに大人自身は跪拜するのかそれとも別の所作があるのか曖昧な文脈構成である。とは言え、「搏手」が今日も神事作法として残る柏手の古代におけるあり方ならば、非生物の崇敬対象と見做するのが一応妥当ということになる。この点は判断を留保したい。搏手=柏手と見た場合、下戸が大人の崇敬対象にある程度近づけたからこそそれが可能だったのだろうから、当該記事での下戸と大人の非隔絶性に関する本文の記述に影響はない。
27. ⑤の後略箇所は「事鬼道能惑衆」で始まる卑弥呼の属性に関する記事であるが、乙史料に由来すると推定し、⑦でも省いている。
28. ⑦以外の、邪馬台国に至る道程及び周辺の国々・倭地の習俗や自然環境・卑弥呼の経歴・倭国と魏の交渉史等々は概ね乙史料に由来すると考えられる。なお、乙史料自体も複数の史料から成り立っていた可能性を考慮に入れなければならないが、分節作業の準備がなく後考に俟ちたい。因みに、小林氏前掲『日本古代国家の形成』第二章「続・邪馬台国と女王国」は、女王国までの行程に関して三種類の原史料の存在を想定している。
29. 「王遣使詣京都・帯方郡・諸韓国」とあるところの「王」は女王すなわち卑弥呼と解しても意味は通じるが、やはり「大倭」の王だと考えたい。つまり、魏からの文書や威信財を受け取るのは卑弥呼だが、倭使には女王国の人間だけが任せられるのではなく、畿内の人物が充てられるケースもあったということである。
30. 「共立」の用法について『魏志』東夷伝の他の箇所を見ると、「位居死、諸加共立麻余」(夫余条)とか、「伯固死、有二子、長子拔奇、小子伊夷模。拔奇不肖、国人便共立伊夷模为王」(高句麗条)などがあるように誰(諸加・国人)が共立したかははっきりと記されている。なお卑弥呼の共立の主体については、邪馬台国連合を構成する諸国の国人と見做すのが恐らく通説であろうが、大小様々な国の首長や有力者が顔を合わせて協議する場の存在が史料から見えてこない。「大倭」以外で共立に関与したのは邪馬台国人を別にすればせいぜい伊都国と投馬国の人間くらいであろう。
31. 虚心に考えれば、邪馬台国に住したとされる卑弥呼が同国出身だと断言できるわけではないが、邪馬台国人が共立に関与しなかったとは考えにくい。また、卑弥呼や台与を輩出した宗族を有した可能性がある邪馬台国連合の下位構成国も共立者の一部だったかもしれないが、現状では不明とするしかない。いず

れにせよ、通説とは異なって「大倭」の支持がなければ卑弥呼擁立は適わなかったとするのが私見である。

32. もし、『後漢書』の編者范曄が魏志倭人伝以外に閲覧できた倭関連の史料に甲史料に類似する記述があったとしたらどうだろうか。卑弥呼・邪馬台国が狗奴国と不和であったという⑤の「与狗奴国男王素不和」（魏志倭人伝の「倭女王卑弥呼、与狗奴国男王卑弥弓呼素不和」の原表記）の位置が焦点である。⑦のように、「女王国東」にあったのは「大倭」なのだが、范曄はそれを狗奴国（『後漢書』倭伝では「拘奴国」）だと誤読してしまい、「自女王国東度海千余里、至拘奴国」云々と記す結果になったのではあるまいか。
33. 謝氏前掲『邪馬台国 中国人はこう読む』第三章参照。この他関氏前掲『邪馬台国論』は、「古代の交通における宗教的事情」を考慮せねばならないとし、獣道を通り、国境や道路の曲で鎮魂儀式を執行したり、その他使者歓迎儀礼・邪霊祓除等々を内に含んだ「陸行一月」だとする。これら以外の事情を考えるに、例えば魏使の来倭時に卑弥呼が何か重要な呪法を急に執行する必要に迫られて（例えば攻めてきた敵対勢力に対して呪いをかけるといったこと）それに日数を要するため国都に魏使が到着しても直接会うことができないことが予想される場合、卑弥呼のスケジュールに合わせて使者がその進行を一時停止することは十分にあり得ることである（後述注 37 も参照）。他方、湯浅幸孫「倭の五王と日本国王一「書紀」と中国史料一」（『日本歴史』483、1988年）のように、日数による行程記事は倭人からの伝聞だとする意見もある。
34. 丸山雍成『邪馬台国 魏使が歩いた道』（吉川弘文館、2009年）117～120頁参照。尤も丸山氏の指摘は、畿内説を採ったとしても当てはまることではある。
35. ただ、件の記事の意味するところは当該期の倭人に牛馬を飼う風習や設備がなかったというだけで、魏人が馬を伴って来倭してくることはあったかもしれない。
36. インカ帝国の交通事情については、泉靖一『インカ帝国』（岩波新書、1959年）216～9頁、高野潤『インカ帝国—大街道に行く』（中公新書、2013年）179～182頁等参照。また、シエサ・デ・レオン『インカ帝国史』（増田義郎訳、岩波文庫、2006年）には、インカの王は国内を移動する際、護衛を引き連れて特別な一本の道路を利用し、それ以外の者は別の道を行ったという意味の記述がある（同書90頁）。
37. 江戸幕府の海禁政策から類推すれば、外国人が卑弥呼の居住地区である邪馬台国に立ち入ることは魏使のように特別に許された者を除けば事実上禁じられていたのではないだろうか。さらに想像を逞しくすれば、外国人が卑弥呼と会う上で国家の安全保障の問題とは質を異にする一定の宗教的禁忌があり、魏使が来倭しても日を置かずに邪馬台国に赴くことは許されなかったが、人ならぬ文物の方は早く齎すことに問題はなかったため先に伝送したという事情を考えることもできる。
38. 近世の琉球国が清の冊封使を迎えた際、眺望しても海が見えない識名園の勧耕台に案内したという逸話は、自国を実際以上に広大に見せようとしたという点で発想としてはこれと同類である。『地図で旅する日本の世界遺産 琉球王国のグスク』（東京地図出版、2008年）参照。

39. 比喻であるから、他の例、例えば室町幕府と九州探題の関係とか、あるいは室町幕府と鎌倉公方の関係を持ち出しても支障はない。大率のようなものは征西将軍府には見当たらないし、「大倭」が南朝のように畿内において敵対勢力より劣位にあったかどうかは全く不明であるからである。

【紹介文】

高田星司(一般会員)

1970年生まれ。会社員。1994年国学院大学文学部史学科卒、2000年筑波大学大学院歴史・人類学研究科単位取得退学、2019年仏教大学文学部中国学科通信課程卒業

社会人になってから中国古典文学を学ぶため大学に入り直し、普段は専ら漢詩文関係の本を読んでいます。日本人が作成した漢詩・漢文及びそれについての研究に目を通す機会も少なくないことから、今回魏志倭人伝関係の論文作成にチャレンジしました。